平成２３年（フ）第１０２９号
福岡市南区柏原４丁目13番59―102号
債務者　丸林　泰也
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５１号
福岡県久留米市荘島町８番地５　豊国久留米駅前スカイマンション301号
債務者　原野　育朗
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第８８号
北海道小樽市緑１丁目24番13号　みどりヒルⅡ202号、前住所北海道小樽市真栄１丁目10番14号　コーポ真栄102
債務者　加藤　裕介
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第９７号
北海道苫小牧市大成町１丁目１番１―1309号
債務者　相内百美子（旧姓櫻庭）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第７４号
茨城県龍ケ崎市佐沼町11400番地
債務者　石井　雄一
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
茨城県取手市小文間5556番地２
債務者　海老原　浩
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
茨城県龍ケ崎市7569番地４　ボビーヒル206号室、前住所茨城県取手市新町２丁目２番８―803号
債務者　小池　　孝
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
茨城県取手市井野台３丁目３番１―313号
債務者　滝上美栄子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
茨城県牛久市下根町432番地66　ひたち野東305―１レオパレスビアンコ302
債務者　山崎　賢一
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
千葉県鴨川市京田265番地１　鈴木三喜男方
債務者　守屋　俊孝
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第１７１号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷271番地４　辻田アパートＡ棟201
債務者　吉田　絢郁（旧姓横瀬）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
長崎県長崎市扇町27番３―503号
債務者　江濱まゆみ
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
沖縄県豊見城市字宜保310番地１コーポＴＯＫＩ201号室
債務者　原田　正行
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２８号
山形県新庄市上金沢町３番21号　加藤住宅１号室
債務者　佐々木瑠華
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１９８号
岐阜県本巣市三橋484番地１
債務者　髙橋　明義
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２１６号
岐阜市桜通４丁目３番地　桜通コーポ505号室
債務者　宍戸　英二
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６５号
佐賀県伊万里市大坪町乙396番地12
債務者　川元　真正
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部